

社会資本整備事業調整費について
【NPMの考え方を取り入れた新しい調整費制度の構築】

国土総合開発事業調整費 — 事業調整の部
調査の部

社会資本整備事業調整費 — 事業推進の部
事業調整の部
調査の部

これまでのニーズ

各府省の所管する事業間の調整により、複数事業の総合的な効果を発揮

事業調整の部・調査の部

新たなニーズ

- ①政策評価の結果を重視した業務執行、②地方からの提案を反映、③説明責任の履行

新たな長期計画の策定（PLAN）

・達成される成果(目標)を、アウトカム指標を活用して、国民にわ

政策評価の結果を重視した
業務執行

政策評価法に基づき実施
する政策評価の結果を事業
実施に反映

地方からの提案を反映

地方ブロック戦略会議
等における地方からの
提案を事業実施に反映

社会資本整備事業の重点的・効果的かつ効率的な実施

緊急的に実施する必要が生じ、実
施計画変更で対応できない場合

事業推進の部（DO）

当該経費を充当することにより、アウトカム指標
向上に資する機能の新たな付加や計画期間中のア
ウトカム指標の達成が可能となる
(例：「開かずの踏切」の解消)

効果

地域の身近なニーズ
に機動的に対応

重点的な予算配分

説明責任の履行（SEE）

- ・政策評価に反映
- ・地方ブロック戦略会議等に報告

次期長期計画に反映

都市再生プロジェクト施設整備推進費の概要

都市再生に資する施設整備に対する年度途中の機動的な予算措置に対する民間事業者等からの要望



『都市再生プロジェクト施設整備推進費』の創設

目的

都市再生プロジェクト施設整備推進費は、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を図るために実施する施設整備の推進を目的として使用するものとする。

内容

施設整備が関係しているプロジェクトの年度途中における状況変化に機動的に対応するため、都市再生本部における配分計画の決定を経て関係各府省に配分するものである。

想定される充当ケース

- ①各年度の当初予算の実施計画等策定の段階以降に決定するプロジェクトに対応
- ②各種協議会など施設整備に関連するソフト事業の年度途中における状況変化に機動的に対応

対象事業例

- ・保育園、集会所、防災センター等の建築物
- ・観光案内看板、交通安全施設等の設備

対象となるプロジェクトとは

- ①都市再生本部において決定された **都市再生プロジェクト**
- ②都市再生特別措置法に基づき指定される**都市再生緊急整備地域**に係る公共施設その他の公益的施設又は都市開発事業
- ③都市再生本部が決定した **民間都市開発投資促進のための緊急措置**
- ④都市再生本部が決定した **全国都市再生のための緊急措置**

都市再生プロジェクト事業推進調査費の概要

地域活性化の効果を高めるためのソフトとハードの有機的連携やソフト施策にも比重を置いた取組に対するニーズの高まり



『都市再生プロジェクト事業推進調査費』の創設

目的

都市再生プロジェクト事業推進調査費は、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を図るため、**全国都市再生緊急措置**の推進を目的に使用するものとする。

内容

- **ハード整備を必ずしも前提としない**等、ソフト施策に比重を置いた、全国の都市の参考となるべき先導的な都市再生への取組に関する調査
- **地方都市を中心とした 全国都市再生**の推進に資する調査で、**各地域からの具体的な提案**を踏まえ、実地に取り組むものが対象
- 都市再生本部における配分計画の決定を経て、各府省に配分

全国都市再生のための緊急措置 平成14年4月8日 都市再生本部決定)

全国を対象にして、**身の回り**の生活の質の向上と **地域経済・社会**の活性化を図るための緊急措置として、**民間投資**を促進する全国都市再生の取組みを支援

景観形成事業推進費の創設による観光立国の推進

公共事業を推進

景観形成事業推進費の創設

- 年度途中の必要に応じ、機動的に予算措置が可能
- 景観に対する位置付けを行っている地域を対象

相乗効果

民間活動の規制誘導・支援

景観法(仮称)の制定

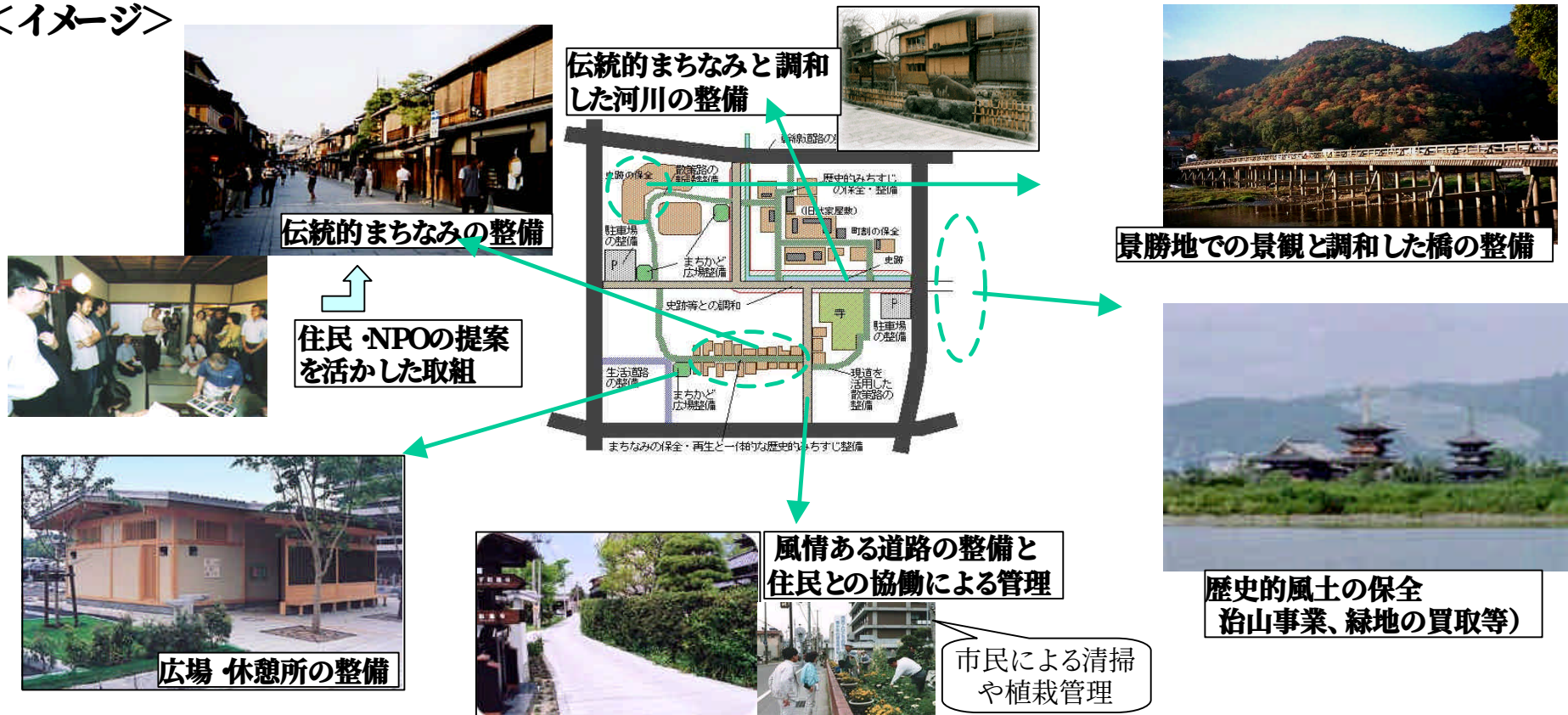
<効果>

景観を活かした観光立国の推進

機動的対応で早期に景観形成効果が発現

住民自らが景観を守り育てる活動の活発化

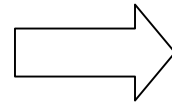
<イメージ>



国土施策創発調査費」の創設

旧来の国土計画推進手法

- 国の大規模事業・プロジェクトの実施や国から地方への補助
- 国が発案した手法に従って各地域が実施

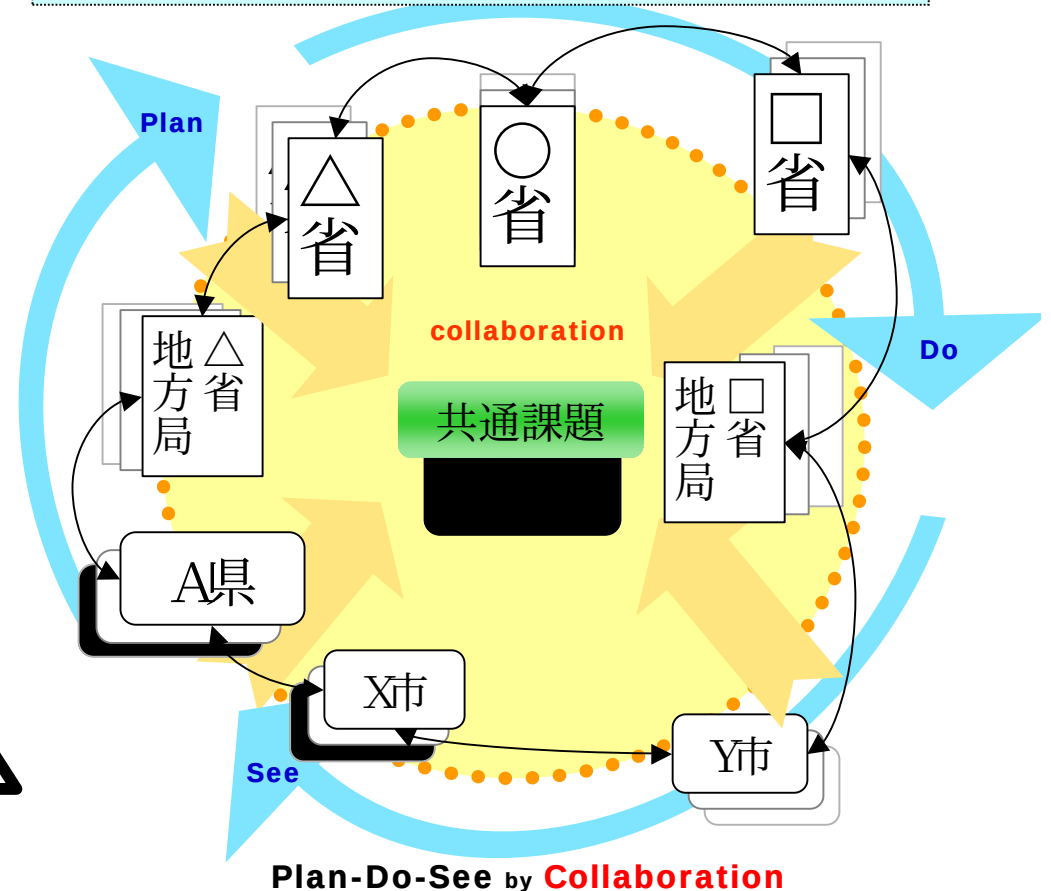
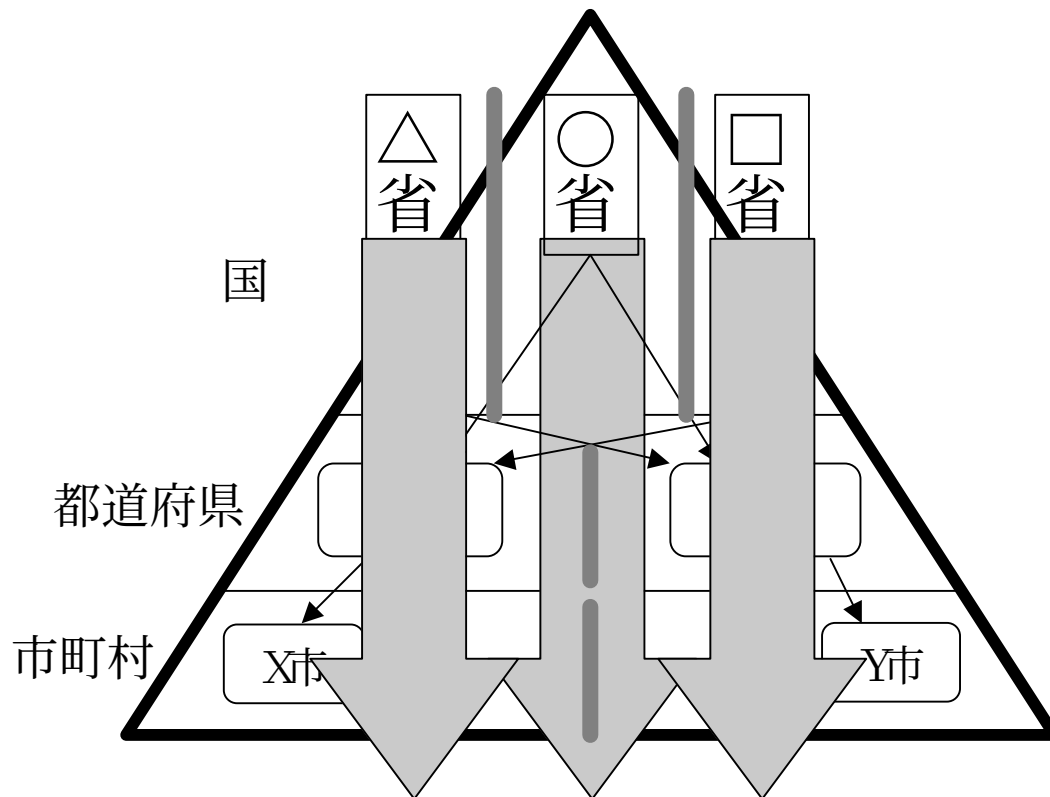


新しい国土計画推進システム

参加と連携」

国と地方が協働・関係府省が連携

- ・国と地域の対話の場における地方の提案を反映
- ・多様な関係各者が幅広く参加



国土施策創発調査費における国と地方の関係

右のような過程の循環により

目指すべき国土・地域像の実現へ

国と地方が知恵を出し合う場の構築

改革

旧

国が企画・実施し、地方は受け身

※国が調査を実施する場合

